平成２４年（フ）第１９５９号
名古屋市中川区高畑３丁目140番地　メゾン高畑302号
債務者　末次　和夫
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４１５号
愛知県刈谷市小垣江町上沢渡41番地１　株式会社デンソー小垣江寮324Ｊ号、前住所北海道札幌市西区山の手７条６丁目２番15号
債務者　葛西　　崇
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第４３５号
愛知県岡崎市羽根町字陣場94番地　市営北羽根荘203
債務者　城殿　幸子
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３３８号
高知県南国市東山町２丁目５番８号
債務者　溝渕　友久
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１０５号
栃木県足利市永楽町９番地７　ＴＣＭタウン305
債務者　茂呂　早苗
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第１０１号
栃木県足利市田島町１丁目８番地９
債務者　中橋　　操
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第１０６号
栃木県佐野市大橋町1098番地17
債務者　大谷　和之
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第７４０号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地32―110
債務者　佐々木康二
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第７４１号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地32―110
債務者　佐々木信子
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５４９７号
大阪市阿倍野区阪南町１丁目12番７号　リベラルパレス文の里501号
債務者　小川　直哉
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１４号
栃木県小山市駅東通り１丁目42番10号
債務者　永藤　　充
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第１２２号
栃木県栃木市新井町1003番地１　サンセレクトⅠ―205
債務者　松本　　明
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第４７７号
岡山市北区菅野2424番地１
債務者　信江　優子
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５０９号
岡山市中区中井457番地２
債務者　川﨑みずほ
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８０号
大分県宇佐市大字辛島89番地の１
債務者　立川恵理子
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月17日午後３時30分
大分地方裁判所中津支部破産再生係